

令和8年度困難な問題を抱える女性支援事業委託業務仕様書

1. 業務の名称

令和8年度困難な問題を抱える女性支援事業

2. 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3. 業務の目的

様々な困難を抱える女性に対し、公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチからの相談対応、一時的な居場所や一定期間居住できる場所の提供、地域での自立・定着、公的機関への「つなぎ」等を含めたアプローチを実施することにより、女性の自立の推進に資することを目的とする。

4. 支援の対象者

本事業の対象者は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性又はそのおそれのある女性（以下「困難な問題を抱える女性」という。）とする。

5. 委託業務の内容

(1) 事業の内容

① アウトリーチ支援・SNS相談支援

様々な困難を抱えていながらも、支援が必要であることに気づいてない等の女性に対し、アウトリーチによる働きかけを行い、必要な支援につなげていく。また、相談窓口を設置し、電話、メール、SNSによる相談の他、相談内容に応じて面談を行う。

② 居場所の提供

一時的な安心・安全な居場所を設置し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を行う。居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）とし、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、必要に応じて引き続き居場所での支援を実施することができる。なお、居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者との連絡が取れる体制を確保すること。

③ 自立支援

一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき、各種福祉サービス（生活保護等）や就業、住宅確保等に関する情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を行う。

④ ステップハウスの提供

③の実施に際し、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援や就労支援等を受けながら一定期間居住できる場所（ステップハウス）を提供する支援を行う。ステップハウスの提供は中期的な支援（3ヶ月～6ヶ月程度を目安）とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、必要に応じて引き続きステップハウスでの支援を実施することができる。なお、ステップハウスは日常生活に支障がないよう必要な設備を有するとともに、利用者の保健衛生及び安全について十分配慮されたものとする。

⑤ アフターケア

自立支援又はステップハウスによる支援を行った者等に対し、必要に応じて電話相談、家庭訪問等、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

(2) 事業の実施体制

ア 相談窓口や各種連絡を受け付ける事業の拠点となる事務所を設置すること。

イ 5(1)①～⑤の事業を実施するために必要な人員（2名以上）を配置し、支援対象者を継続的に支援することができる体制を整備すること。また、全ての事業を総括する責任者を置くこと。

6. 関係機関連携会議への出席

受託者は、女性相談支援センター等の関係機関で開催する連携会議に出席すること。

7. 事業実施に係る留意事項

- (1) 受託者は、事業の実施に当たり、日報、支援記録、居場所やステップハウスの利用状況報告書を作成すること。
- (2) 事業実施に当たり、県と十分に協議を行うとともに、地域の女性相談支援員や女性支援事業に関わる関係機関との連携に努めること。
- (3) ホームページやリーフレットの配布等により、事業の周知に努めること。
- (4) 事業の遂行状況、人件費の支払い状況、経費の発生状況、関係書類の整理状況の確認のため、現地調査の実施または関係書類の提出を求められることがあるので、必要書類を揃えておくこと。なお、人件費の支払いにおいては、本委託業務に従事する者に報酬を支払ったことが客観的に証明できる金融機関を通じた口座振込などの方法によるものとし、その他必要な関係書類を提出すること。
- (5) 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失棄損等を防止するとともに、「個人情報取扱特記事項」に基づき、安全確保の措置を講ずること。
- (6) 受託者は、別に指示する方法により、事業の実績内容等の報告を行うこと。

8. 再委託の制限について

(1) 一括再委託の禁止等

本委託業務契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせる

ことはできない。また、契約金額の 50 %を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ リーフレット等広報物の制作
- ④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務で甲と別途協議を行った業務

9. その他

- (1) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。
- (2) 本委託業務で得られたデータ及び記録は、県に帰属するものとし、県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 本委託業務の実施に伴って生じたトラブル、クレーム等に関しては、受託者が責任を持って対応すること。
- (4) 本委託事業は国庫補助金を主な財源として実施するものであり、経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)等の関係法令に基づき、適正に執行しなければならない。